

《研究ノート》

所有の観念における労働と合意

桜井 徹

一 はじめに

かつてR・シュラッターは、『私有財産』の冒頭で次のように述べた。

「もし正義が各人に彼のものを与えることにあるならば、もし各人の持分の決定が政治的賢慮の主たる目的であるならば、政治学者は所有の諸原理を明らかにせねばならない。あるものを自分のものと呼ぶために、人はいかなる理由を与えることができるのか。いかにして我々は、所有権の妥当な主張を、不正なそれから区別することができるのか。」

現代における正義論もまた、その主たる任務として所有・財産のあるべき帰属と分配を追求するのである限り、所有という観念をいかに把握するか、すなわち私的所有の道徳的根拠を何に求めるかという課題から逃れることはできないであろう。シ

ュラッターの思想史的考察を検討するとき、政治的・経済的な主張の衝突の背後には、しばしば論者の所有観念の齟齬を見て取ることができる。現代の正義論においてもまた、所有の観念の明白な相違が存在するように思われる。ノージックやゴティエは、ニュアンスの差こそあれ結局、個人がもたらす生産的労働に、私的所有権の道徳的根拠を置いてるようにみえる。他方J・ブキャナンは、財の分配が所有権として成立するには、人間相互間での「合意」が不可欠であるという立場をとっている。(本稿では差し当たり、前者の所有観念をシュラッターに倣い「労働所有論 the labour theory of property」と、後者を「合意による所有」理論と呼ぶことにする。)かかる所有観念の二類型は、シュラッターに従えば既に古典古代から見出すことができるが、その対比が最も鮮やかに現われたのが一七世紀後半の自然法論においてであったといえよう。「労働所有論」の主張者は言うまでもなくロックであり、他方「合意による所有」理論を堅持したのは、グロテウス、プーフエンドルフ、ヒュームという人々であった。

本稿は、現代正義論に見られる所有観念の対立を概観し(第二節)、それらを一七世紀の自然法論の伝統にまで遡り、その理論的淵源を確認するとともに(第三節)、かかる二つの所有観念の規範的含意を展開・比較する(第四節)ことを課題とする。紙幅の関係上、そのいずれも素描に留まらざるを得ない。詳細な検討は他日に期したいと思う。

二 現代正義論と所有の觀念

よく知られているように、ノージックの権原理論 (entitlement theory) は、正当な原始取得ないし移転を経て獲得された保有物 (holdings) は正当に、保有者の排他的な「権原」に属するとするものであり、各人の財産権に介入しようとする、國家によるあらゆる再分配政策はかかる権原の侵害に他ならないという彼の政治哲学を支えている (Cf. ASU, ch. 7)。福祉國家的再分配は、「私的所有権」と密接に関わる「個人の自由」を侵すものとして、彼のリパタリアニズムにより排除されるのである。

ロックの所有理論に対するノージックの態度は曖昧である。彼はロックの所有起源論を論駁しているのだとする論者さえいる。確かにノージックは、ロックの労働所有論の論理的困難を次のように鋭く指摘する。

「ある物に自己の労働を混入すると、なぜその物の所有者になれるのだろうか。：恐らくそれは次のような考えに基づくのであろう。ある物に対する労働はそれを改善し、それをより価値あるものにする。ある物の価値を創造した人が、それを所有する権原をもつ。：〔しかし〕なぜ彼の権原は、彼の労働が産出した付加価値のみならず、対象全体にまで及ぶのか。」(ASU, 174-75)

周知のようにロックは、『統治論』第一編第五章において、神が人類に共有物として与えた土地やその果実等は、人間が自

らの所有物である労働を混入することにより、彼の所有物になるとしていた。ノージックの疑問はまさに、労働という事実と所有という規範的觀念とを架橋するのは何かという、本稿の視点からも重要である論点に関わっている。

しかしながら、労働所有論に対するノージックの否定的態度は、さほど一貫したものではない。ある箇所では「何かを作った者は、その過程で用いられた他の全ての資源を購入しないし契約したのであれば、その物への権原をもつ」(ASU, 160.)と言いい、あるいは、「社会的非協力的状況においては、各個人は、誰からも助けられることなく自己の尽力 (effort) により獲得したものを受け取るに価する」(ASU, 185, cf. 225. 傍線は筆者)と述べている。

確かにノージックは、ロックの所有起源論に同意することを注意深く避けている。しかしながら、彼が権原の起源を語るに際して「労働」や「生産」(Cf. ASU, 167.) というような伝統的觀念へと立戻らざるを得なかったことは、彼の権原理論もまた、ロックに発する労働所有論の枠内に位置することを示唆するものである。ロックの労働所有論とノージックの権原理論の顕著な共通点の一つは、その個人主義的性格であろう。マクファースン以来のロック解釈にあっては、ロックの所有理論は、私有財産の根柢を個人が彼の身体および労働に対して有する排他的権利に求め、かつ、所有権の成立においては他者の合意は必要でない点と認めた点においてすぐれて個人主義的であるとみなされている。ノージックにおいてもまた、(ある人間の行動

を規定するのは他者の「横からの制約 side constraints」であるという立場 (ASU, 29) をとりながらも) 権原の取得に際して、他者はその権原に制約される存在でこそあれ、その権原の生成には関与しないようにみえる (Cf. ASU, 185)。すなわち彼らにおいては、所有の主体たる個人と、その客体たる物との内在的な関係こそが強調されているように思われる。またこのような両者の共通性の故に、ロックにおいてもまたノージックにおいても私的所有権は「自然権」として把握されている、という理解が生れたといえるであろう。

かかる個人主義的財産権把握は、最近ではゴティエによって受け継がれている。彼は、ノージックより明確にロックの所有起源論に依拠し、各人が市場へと持込むことのできる個人的資産とは、各個人が自然状態において「ロック的但書」に従いつつ獲得した財であり、これが市場における初期交渉位置たる排他的所有権を構成すると言う (MA, ch. 7)。彼は自らの権利論の特徴を、ブキャナンの議論と対照しつつ次のように述べる。

「ブキャナンは、初期交渉位置は、いかなる合意も結ばれていないならば権利の構造としては区分され得ないと主張する。しかし、私は、権利とは合意の対象ではなく、むしろ合意の基礎をもたらずものと考へる。」(MA, 199, p. 8) ゴティエによれば、所有というカテゴリーは、市場や協力における「合意」の出発点となるものであり、決して合意の所産ではない。このゴティエもノージックと同じように、市場ゴティエのばあい、加えてミニマックス相対的譲歩という原理に

従った協力 (cooperation) というプロセスから生じた結果こそが正義に適っていると、かかる結果を福祉国家的再分配に服せしめることに反対する (Cf. MA, chs. 4, 5)。

このようなノージックやゴティエに対し、ブキャナンは、自然状態における紛争の結果として達成された財の「自然分配」が各人に帰属する財産権として規定されるには、互いの分配の尊重を含む、当事者相互の「合意」が不可欠であるとする。彼によれば、かかる「合意」が、立憲契約 (constitutional contract) として、諸個人の所有権を定め、相互の行動の自由を制約し、その結果ある種の「法」を生ぜしめる (LJ, ch. 2)。したがって市場とは、このような包括的な「合意」を前提として初めて可能となる高度に道徳的な枠組であるといえよう。

「相互依存のネットワークの中で互いに関係する自由な諸個人の社会にとって不可欠な出発点とは、交渉に入る人間を実際に規定する、ある権利構造への合意である。」(LJ, 21, 訳四二頁。cf. FCC, 87)

この点、完全競争市場を「道徳から自由な領域 morally free zone」として把握し、かかる自由市場が外部性の存在により失敗するとき初めて、合理的諸個人が「合意」により効用最大化行動を制約し、道徳を生ぜしめるとするゴティエと極めて対照的である (Cf. MA, ch. 4)。

このような、個人主義的労働所有論と「合意による所有」理論の対蹠性は、個人ならびに個人権の限定・劃定 (definition) という問題をめぐっても明らかにする。ブキャナンによれば、

伝統的に経済学者は、市場における「個人」を、選択したり、法的権原や権利に関して相互に合意を結ぶ能力をもつ、明確に劃定された存在 (well-defined entities) であると想定してきたという。つまり人的および非人的な基本的資産の分配は、所与の出発点として扱われてきたとするのである (FCC, 20)。リバータリアン・アナキスト (彼はその中にノージックをも含める) はこのような想定を「個人権」の領域にまで及ぼそうとするとブキャナンは批判する。

「彼〔リバータリアン・アナキスト〕は、…個人の権利には、明確で、よく理解される (well-understood) 『自然的境界 natural boundaries』が存在すると考える。かかる権利の境界は神聖であり、合意を伴わないいかなる『越境』も正当化されないものとされる。」(ibid.)

ブキャナンから見れば、彼らリバータリアン・アナキストも諸個人の平等という規範的前提を受け入れるが、それは「各人は、彼の権利の自然的境界を平等に尊重される権原をもつ」(ibid.) という限りにおいてであり、人々の間でこれらの境界は大きく異なりうるという事実はないがしろにされているのである。ここでブキャナンは次のような疑問を提出する。

「しかし、このような自然的範囲ないし境界というものが果して存在するのだろうか。我々が、厳密に物理的意味での身体に対する権利を越えるとき、何が境界線の特徴をなすのであろうか。様々な個人の主張が衝突するとき、何が自然的境界なのか。」(FCC, 21.)

ブキャナンによれば、個人という存在および彼の権利は、唯一、互いの行動を制約する明示ないし暗黙の「合意」を通してのみ、明確になるのである (TL, 87. 訳一三二頁)。市場における交渉は、かかる合意を抜きにしては考えられない。この点、「明白に、社会的あるいは制度的に基礎づけられているのではない権原や権利」(ASU, 206.) の存在を認めるノージック、あるいは、「個人権を諸個人の要素賦存 (factor endowment) と同一視〔し〕：権利は合意の結果ではなく、その出発点をなす」(MA, 222.) としたゴティエと鮮やかな対比を示しているといえよう。このように、所有観の二類型は、個人や個人権という基本的概念の把握に関しても、明らかに対立していると考えられるのである。

三 ロックとブーフエンドルフにおける所有の起源

キリスト教の伝統以前から存在する「自然状態における普遍的共有」という想定から私的所有権を導出するにあたって、グロティウスは、明確に「合意 pactum」という概念装置に訴えた。

「我々は、〔共有されていた〕諸物が、いかにして私有 (propietas) へ移っていったかを学ぶことができる。それは精神の活動のみによるのではない。なぜなら、人々は、他者が何を自分のものにしたかと思っているのか、…知ることができなかったからである。また複数の人が同一の物を欲することがあり得たのである。〔したがって私有は〕ある種の合意

によって、即ち分割のような明示の合意か、先占のような暗黙の合意によって〔導入されたのである〕。つまり、共有が不都合となった時、未だ分割はなされていらないから、ある物を先占した各人がその所有権 (proprium) をもつように全ての者が合意し (convenire) たのみならねばならぬ⁽¹²⁾。

歴史的叙述という性格を免れていないグロティウスの所有起源論に対して、このような合意の实在性、あるいはその後世への拘束力を否定することは比較的容易である。フィルマーのグロティウス批判は、まさにかかる立場からのものであった。フィルマーはまた、このように成立した所有觀念の人為的性格と、自然法觀念との不整合をも問題にする。

「グロティウスは、自然法により最初全ての物は共有であったと言いながら、他方で、私有制度が導入されたのちに共有制度を用いるのは自然法に反していると唱える。このようにして彼は、神さえもなし得ないと彼自身がいう自然法の改変をなすばかりでなく、自然法そのものを自家撞着させているのである。」

万物に対するアダムの支配権 (dominion) に所有権の淵源を置くフィルマーの家父長主義的所有理論に対し、プーフエンドルフとロックという二人の自然法論者は、まさに対照的な理論的戦術をもって臨んだ。前者は、グロティウスのとった「合意による所有」理論を精緻化することにより、所有の起源に対する神の関与を明確に否定していく。後者は、神の作品として人間⁽¹³⁾という世界観を強調しつつ、平等な自然人の間に、い

かに「明示の合意なくして」所有権 (property) が成立するかを明らかにしようとした (TI, 2. 6. 25)。

プーフエンドルフによれば、神は、人間が社会的生活 (vita socialis) を送らざるに生存できないように、世界と人間を形成した。自然法は、この社会的生活という目的を達成させるために、神により人間に与えられたのである (JNG, 2. 3. 20)。しかしながら、プーフエンドルフはグロティウスに倣い、人間の自発的な合意により導入された「制度 institutum」を前提として初めて人間を拘束する「条件的自然法」の存在を主張した。プーフエンドルフの自然法体系においては、所有という規範的範疇は、言語、貨幣、政府と並び、必要と便宜に基づき人為的に創造された制度の一つに他ならぬ (JNG, 2. 3. 24)。彼は、合意による私的所有制度の導入以前の状態を、明確に「消極的共有 communio negativa」すなわち、あらゆるものが誰にも帰属しない状態と性格づける。彼によれば、所有とは、「物それ自体には物理的・内在的な効果を及ぼさず、他者に対して精神的効果 (effectus morales) のみを生ぜしめるような精神的性質 (qualitas morales) (JNG, 4. 4. 1) であるから、人間相互間の合意なくしては考えられ得ないものである (CI, JNG, 3. 5. 3)。彼はフィルマーの主張するような所有理論を、次のように論駁する。

「それ〔アダムの権利〕は、正確に言えば所有権 (dominium) ではなかった。なぜなら、その当時、その権利の効果が及ぼされるような他の人間は存在しなかったであろうからであ

20.] (ING. 4. 4. 3)

このような「合意による所有」理論は、神学的仮定を完全に排除したうえで、ヒュームにより継承されていくことになる。

他方、ロックは、ブーフエンドルフより明確に、神は人類に世界を共有物として与えたという前提から出発する。大地およびその果実は、人間が生存を維持し、かつ快適に過ごすためにもたらされたものであるから、それらを利用するためには専有する手段が必ず存在せねばならない。ロックによれば、人間は自己の「身体」ならびに「労働」に対しては排他的な所有権を有しており、この労働を共有物に混合することにより、彼は他者の共有権を排除する、果実や土地の所有権を獲得することができるのである。その際他者の明示の合意は必要とされない (T.T. 2. 25-29)。かかる所有権は正当に、自然法によって与えられたといえる。なぜなら、神が人類に世界を与えた時、神はまた、人間に労働することをも命じたからである (T.T. 2. 32, 35)。他方で自然法は、(ノージックやゴティエにより「ロック的但書」と呼ばれる) 所有権取得の制約をも定めている。それらを、ここではマクファースンに倣い「充分性の制約」および「腐敗性の制約」と呼ぶ。前者は、「他者のために、少なくとも、充分にかつ同等に良質なだけ残されている場合には」(T.T. 2. 27) 所有権を取得できるとするものであり、後者は「誰でも、物が腐敗する前に生活のために利用できる分だけ、自身の労働によってそれに対する所有権を定めることができぬ」(T.T. 2. 31.) と規定する。注意せねばならないのは、「正

当な所有の限界の超過は、その所有物の大きさではなく、所有物を無駄に腐敗させることのうちに存する」(T.T. 2. 26) とされているように、「充分性の制約」は(ノージックやゴティエにおけるのとは対照的に)「腐敗性の制約」に従属する地位しか与えられていないことである。

しかしこの「腐敗性の制約」は、人々の暗黙の合意による「貨幣」の導入を契機として、明らかにその効力を失ってしま(18)う。財を貨幣のかたちで無制限に蓄積することが可能になれば、土地の不平等な所有もまた正当化される。ロックは言う。

「人々が〔貨幣導入の合意により〕不均等かつ不平等な土地の所有に合意したということは明らかである。彼らは暗黙のかつ自発的な合意により、一人の人間が、その生産物を自分自身で使用できる以上の土地を、生産物の余剰と交換に金や銀を受け取ることによって、公正に所有する方法を発見したのである。」(T.T. 2. 50)

農産物のための市場を創出する貨幣経済の下で「困い込み」や耕作により、土地の生産性を著しく上昇させる専有者は、もはや「充分性の制約」にも妨げられない。「自己の労働により土地を専有する者は、人類の共通資産を減少させるのではなく、増加させる」(T.T. 2. 37) からである。

加えて、ロックは賃金労働を前提とし、所有権はある人間が購入した労働によっても成立すると考えていた (Cf. T.T. 2. 28) というマクファースンの議論を受け入れるならば、ロックは無制限の資本主義的専有をも許容していたと解釈することは決し

て不可能ではない。⁽²⁰⁾人間の自然的平等から出発した(「T. 24」)ロックは、このように、所有の甚だしい不平等を正当化することさえできた。所有の不平等は、平等な各人の「生産性」に起因するのだから、誰もその分配を不正だとは主張し得ない。マクファースンは言う。

「かくして、人間は自ら生活する能力において平等に合理的であるという想定は、市場の正義を、矯正のおよび配分的正義という伝統的観念と調和させることを可能にしている。⁽²¹⁾」ここに至って、かかるロック解釈が、ノージックのリバタリアニズムに極めて接近していることを認めることができる。確かに、このような解釈がロックの意図にどれだけ副うものは、依然として問題にされている。⁽²²⁾しかしながらここでは、労働所有論から無制限な資本主義的専有の擁護を導出しうることが確認できれば、それで十分なのである。

四 立憲契約と再分配

現代正義論において再構成された労働所有論と「合意による所有」理論とは、諸個人の才能・資質に由来する財の不平等をいかに取り扱うかをめぐっても明らかな相違を示すように思われる。周知のようにロールズは「正義論」において、自由市場経済によって具体化される「自然的自由の体系」にあっては、収入・富の分配は、自然的才能と能力(natural talents and abilities)の分配の累積的結果に他ならないとした。ロールズによれば、この体系に、さらに社会的環境の不平等の是正のた

めの「機会の公正な平等」という原理を付け加えても、なおそれは欠点を免れない。彼は言う。

「それ〔自然的自由の体系の自由主義的矯正〕は、社会的偶然の影響を排除する点において完全に働くとしても、依然それは富・収入の分配が能力と才能の自然的分配によって決定されることを許してしまう。背景の制度の範囲内で、分配的取り分は自然的くじの結果により決定される。この結果は道徳的観点からは恣意的である。⁽²³⁾」

したがって、彼の提唱する格差原理によれば、自然的才能の分配は「共通の資産」とみなされねばならない。すなわち「自然から恩恵を受けた人々が彼らのもつ幸運から利益を得られるのは、それをもたない人々の状態を改善するという条件に適用場合のみ」なのである。このようなロールズの主張をノージックは真向から否定する。

「人々の自然的資産が道徳的観点から恣意的であろうとならうと、彼らはそれに対し、およびそれから生ずるもの〔財〕に対し権原をもつ。」(ASU, 226)

ブキャナンによれば、彼らのかかる対立は、才能と社会的相互依存との関係の解釈における両者の乖離を反映しているのである(Cf. FOG, ch. 4)。ノージックからすれば、社会的協力から生れる利益の分配方法を決定する諸原理が必要だとするロールズの問題の立て方そのものが理解できない。

「社会的非協力的状況において、各個人は、誰からも助けられることなく自己の尽力により獲得したものを受け取るに

価する、すなわち、この所有物 (holdings) に対し他の誰も正当な請求 (a claim of justice) をなすことができないといえよう。したがって誰が何に対し権原を有するかは、この状況では極めて明白である。…これは正しい正義論すなわち権原理論の明快な適用例である。」(ASU, 185-86.)

ノージックに従えば、非協力的状況が協力的状況に変化するという事態は、この権原理論の適用可能性を何ら妨げるものではない。社会的協力において、人々が別個独立に働こうと、何かを生産するために共同で働こうと、協力的生産に対する各人の寄与を特定するのは十分に可能なことである。

「人々は自由市場において、通常のしかたで決定された交換比率 (価格) を以て、彼らの所有物や労働を移転しているのである。もし限界生産力説が充分に妥当であるならば、人はこれらの所有物の自発的移転において、概ね彼らの限界生産物を受け取るであろう。」(ASU, 187.)

ゴティエの立場からしても、ロールズの要求する道徳は「タダ乗り」を許すものに他ならない。彼は才能と社会との関係については、ノージックに呼応して次のように述べる。

「ある人の自然的能力は、孤独の状況においては、その環境を所与とすれば、彼が獲得するものを決定する。…なぜそれら〔自然的能力〕は、彼が社会で獲得するものを決定(ないし決定に貢献)してはならないのか。」(MA, 220.)

ブキャナンによれば、ノージックの権原理論の特徴は、法や制度を含めた『社会的相互依存そのもの』の生産性を認めてい

ない点に存する (FCC, 54)。ここで、才能に由来するレントはいかに分配されるべきかということが問題になる。もし社会的相互依存がそれ自身で経済的価値をもたらさなければ、価値ある資源や才能の所有者は、たとえ他者と協力関係に入ろうとも、その才能から生ずるレント的価値・財産の何らかの部分放棄せねばならない理由はない。ノージックの個人主義的な権原理論はまさにかかる前提に立っているようにみえる。そのばあい、このような資源や才能の所有者は、社会的相互関係から脱退しても社会的協力から得られたのと等しい実質収入を獲得することができるのである。しかしながら、現代社会において、社会的相互関係と独立に、高い経済的価値をもちうる『才能』が果して存在するだろうか (cf. FCC, 51-8)。ノージックによれば、非協力的自然状態においても、協力的状況においても、各人は、自らの才能と努力をもって獲得した財に対し排他的権原を有する²⁰⁾。しかしブキャナンの見方からすれば、二つの文脈における才能のもつ意味は全く異なっている。現代の社会的相互依存状況において、高い経済的価値を要求しうる才能が存在するとすれば、それはひとえにその『相互依存』状況の故なのである。

ノージックやゴティエと異なり (ASU, 167-73; MA, 105) 所得の再分配を是認するブキャナンの立場 (FCC, 267; LMS, 136-37) も、一つにはかかる認識に基づくものといえよう。ブキャナンによれば、各人のもつ権利を相互承認し、社会的協力を制御するルール・法を生ぜしめ、その結果一共同体の基礎となる普遍的合意すなわち立憲契約と、かかる合意に由来する所有権

の内実とを、概念上切り離すことはできない。彼は言う。

「例えば、稀少かつ高い価値をもつ（人的ないし非人的）

資源から生ずる収入に対し名目上の所有権を有する人間の立場を考えてみよ。この私的所有権は、集合体つまり共同体の統制的諸制度において他の人々が保有する『成員たる権利（membership rights）』によつて、すなわち、当該の差別的（高収入に対する何らかの間接的請求を他の人々に与えうる『成員たる権利』）によつて、抑制されうる。」（L.J. 73 訳一頁。）

それは、高収入をもたらず才能・能力の『稀少性』という性質が、立憲契約により形成される共同体の他の成員との相互関係によつてのみ成立するからに他ならない。比較的貧困な人は、至高の倫理的規範に基づいて、所得の再分配を要求しているのではない（*abd.*）。彼らにかかる要求は、所有権を成立せしめ、相互行為を可能にする「合意」こそが稀少な才能の経済的価値の基礎であるという事実¹⁾に依拠しているのである。ブキャナンが、ノージックやゴティエと対照的に累進課税制度を是認する（*EOC, 250-55*）のは、以上のような彼の『自然的才能』の理解および財産観の論理的帰結であると考へても決して不当ではあるまい。無論かかる所得の再分配は、国家による公共財の資金調達と供給という権限を前提としている。しかしながら、このような財の再分配の正当性はあくまでも、国家の成立に論理的に先行する普遍的合意を基礎にしているといえるのである。

五 私的財の公共性——結びに代えて

近時我国でも小林公教授によって展開されている契約論の現代的再構成の眼目の一つは、アブリオリな倫理的規準を前提とすることなく、私的利益を追求する成員間の全員一致の合意から、諸規範の生成を正当化することにあると思われる。この点、所有を明確に「精神的性質」と把握したプーフエンドルフや、あらゆる神学的假定を排して、倫理的に無色な『人間の自然』およびそれに由来する人々の合意（コンヴェンション）から所有や約束という規範的カテゴリーを導出しようとしたヒュームは、かかる試みの先駆をなすといえよう。彼らの法理論の特色は、独り財産権のみならず、多くの基本的な権利・義務概念が、その生成を、人間相互間に精神的效果を及ぼす『合意』というプロセスに負っていることを示した点にあると考へられる（*OEJNG, 4. 1-10*）。「合意による所有」理論の系譜は、まさにこのような理論的関心に答へうるものでもあった。しかし本稿でも見てきたように、この「合意による所有」理論はまた、所有のあるべき帰属と分配を提示しようとする規範的正義論に対しても大きな寄与を果たしようと思われる。

ロックの個人主義的な労働所有論は、専有への制約が貨幣の導入によつて骨抜きにされることで、無制限な資本主義的専有を正当化したと解釈されうるものであった。かかる労働所有論の現代的形態が神学的假定をその理論から除去するとき、そこに残るものが、より効率的な物質的進歩を追い求める現代資本

主義の擁護であっても決して不認識ではない。

しかしながら、個人的・排他的な使用・収益・処分を許す私的所有という資本主義社会のカテゴリーは、果して公共性 (publicness)・社会性から独立して存立しうるのだろうか。「それ(専有)は本質的に社会的関係ではない」(MA, 318)とする労働所有論とは対照的に、財産権の成立そのものに人間相互間の合意を要求する「合意による所有」理論の立場からすれば、公共財と区別される私的財 (private goods) とはえども「公共性」から解放されることはあり得ないのではないか。フキヤナはすでに、公共財と私的財の分割線が可変的であることを認識していた (FCC, 167)。「合意による所有」理論が提起する最も根本的かつ重要な含意は、個人的専有物とみなされがちな「才能・能力」が社会的相互関係において初めて経済的価値をもちうるように、私的所有権もまた、その存立基盤からして公共性・社会性によって支えられているところにある。このような観点に立つとき、我々が追求するべき社会像も、労働所有論が示唆するそれとは自ずと異なるものを得ようと思われらる。

(1) R. Schlatter, *Private Property—The History of an Idea*, (London, 1951), p. 9. 明山和夫・濱田清夫訳『私
有財産』(関書院、一九五四年)「五頁」。

(2) 次の著作の引用および参照箇所は、本文中に「以下の
略号と頁数を以て示す。但し、ロツクの著作については、
編、節、フーフェンドルフの著作については、巻、章、節

の順に表示する。

ASU; R. Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, (Basic Books, 1974). 嶋津格訳『アナーキー・国家・ノー
ユ』(十)(上)(木鐸社、一九八五、八九年)。

MA; D. Gauthier, *Morals by Agreement*, (Oxford U. P., 1986).

LL; J. M. Buchanan, *The Limits of Liberty*, (The Univ. of Chicago Press, 1975). 加藤寛監訳『自由の限
界』(秀潤社、一九七七年)。

FCC; J. M. Buchanan, *Freedom in Constitutional Con-
tract*, (Texas A & M Univ. Press, 1977).

LMS; J. M. Buchanan, *Liberty, Market and State*, (Har-
vester Press, 1986).

TT; J. Locke, *Two Treatises of Government*, P. Laslett
(ed.), (Cambridge U. P., 1967).

JNG; S. Pufendorf, *De Jure Naturae et Gentium*,
(Frankfurt & Leipzig, 1759), first published in 1672.

ナワ; C. H. Oldfather & W. A. Oldfather 以下
英語訳 (The Classics of International Law) を参照
参照した。

(3) Cf. C. C. Ryan, "Yours, Mine and Ours: Property
Rights and Individual Liberty", in J. Paul (ed.), *Reading
Nozick*, (Rowman & Littlefield, 1981), pp. 323-28.
川本隆史「国家はなぜ」といふ必要なもののかーノ

ミットの政治哲學的探検「千葉真・藤原保信編『政治思想と現在』(早稲田大学出版部、一九八九年)の参照。

(4) L. Davis, "Nozick's Entitlement Theory", in Paul (ed.), *op. cit.*, p. 345.

(5) Cf. O. O'Neill, "Nozick's Entitlements", in Paul (ed.), *op. cit.*, p. 311.

(6) Cf. C. B. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism*, (Oxford U. P., 1962), pp. 197-201. 藤野渉・埴積茂・瀬沼長一郎訳『所有的個人主義の政治理論』(合同出版、一九八〇年)二二六-二九頁。L. Strauss, *Natural Right and History*, (The Univ. of Chicago Press, 1953), p. 236, p. 245. 田中正司『市民社会理論の原型』(御茶の水書房、一九七九年)第二部第三章。

(7) Cf. Schmitter, *op. cit.*, ch. 7; Macpherson, *loc. cit.*; Strauss, *op. cit.*, p. 235 ff.; T. Scanlon, "Nozick on Rights, Liberty, and Property", in Paul (ed.), *op. cit.*, p. 123.

(8) 本稿第三節を参照。

(9) 交渉に参加する当事者のうち、最大の相対的譲歩をする者の譲歩が最小になるような結果を選択するよう要求する原理。Cf. MA. ch. 5. しかしながら、この原理に従う協力とジョフロセスが、市場における相互行為と果して実質的に区別されるのか、筆者には判然としなからず。Cf. MA. 133-34.

(10) H. Grotius, *De Jure Belli et Pacis*. (Cambridge, 1853), first published in 1625, 2. 2. 5. なお、本稿の

從心通説的理解と対立するものとして参照。R. Tuck, *Natural Rights Theories*, (Cambridge U. P., 1979), ch. 3.

(11) R. Filmer, *Patriarcha and Other Political Works*, P. Laslett (ed.), (Oxford, 1949), p. 274.

(12) Cf. *Le Droit de la Nature et des Gens de S. Pufendorf*, traduit par J. Barbeyrac, (Amsterdam, 1712), 4. 4. 4. notes du traducteur. 参照。田中・前掲書「第二部第一章」。

(13) Cf. J. Tully, *A Discourse on Property—John Locke and his adversaries*, (Cambridge U. P., 1980), esp. ch. 2.

(14) 参照。拙稿「ユートピアにおけるロンドマンの觀念」『一橋研究』一三卷二号(一九八八年)。

(15) Cf. K. Olivecrona, "Locke's Theory of Appropriation", in *Philosophical Quarterly*, vol. 24, No. 96, 1974.

(16) Cf. Strauss, *op. cit.*, pp. 237-39. シェラマンは「腐敗性の制約」以外には所有権取得の制約の存在を認めない。

(17) 合意による貨幣の導入という觀念は、ブーンヘンムンツから継承されたものである。Cf. JNG, 5. 5. 12.

(18) Cf. Macpherson, *op. cit.*, pp. 203-11. 邦訳二二一-二二八頁。L. Stephen, *History of English Thought in the Eighteenth Century*, 3rd ed., (London, 1902), ch. 10, sec. 133-34.

13. 中野好之訳『一八世紀イギリス思想史』(筑摩書房、一九七〇年)下巻一四一—一五頁。

(19) Macpherson, *op. cit.*, pp. 214-20. 邦訳二四二—四七頁。

参照、田中丘司『シモン・ロッキング研究』(未来社、一九七五年)第二部第三章。

(20) Cf. Strauss, *op. cit.*, pp. 242-47.

(21) Macpherson, *op. cit.*, p. 245. 邦訳二七〇頁。

(22) タリイは「マクファームスのかかるロッキング解釈を正面から否定しよう」。Cf. Tully, *op. cit.*, esp. chs. 5, 6, 7.

(23) J. Rawls, *A Theory of Justice*, (Harvard U. P., 1971), p. 73.

(24) *Id.*, *op. cit.*, p. 101.

(25) *Cf. id.*, *op. cit.*, p. 4.

(26) なおロチエは「才能に由来する社会的レントはミニ

マックス相対的譲歩原理に従い社会の成員間に平等に分配されるべきとしながらも、「実際には「要素レント」の分配は富の不平等には殆ど影響しないであろう」(MA, 274)と述べている。それは「彼が供給コストを非常に包括的に捉えているからである」。Comp. Buchanan, "The Gauthier Enterprise", in E. F. Paul et al. (eds.), *The New Social Contract—Essays on Gauthier*, (Basil Blackwell, 1988).

(27) 参照、小林公「私的利益と規範の生成」『法哲学年報一九八七』(有斐閣、一九八八年)。但し小林教授は「ロチエの権利論やミニマックス相対的譲歩原理にも高い評価を与えておられる。

(一橋大学大学院博士課程)